

平成23・24年度
建設工事に係る
競争入札参加資格審査
申請要領

福井県土木部土木管理課

1 資格の種類

福井県が発注する建設工事に係る競争入札参加資格の種類は、建設業法別表の上欄に掲げる建設工事です。

ただし、「とび・土工・コンクリート工事」については、

- ・「法面処理工事」
- ・「交通安全施設工事」
- ・「とび・土工・コンクリート（その他）工事」

の3つに区分します。

2 資格審査を受けることができる者

次のすべての要件を満たす者に限り、競争入札参加資格審査の申請をすることができます。

〔すべての業種に共通する項目〕

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者）でないこと。
- ② 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により入札に参加させないこととされている者でないこと。
- ③ 次に掲げる税のうち納期限の到来しているものを滞納していないこと。
 - ア 福井県税
 - イ 法人税（申請者が法人である場合）
 - ウ 申告所得税（申請者が個人である場合）
 - エ 消費税および地方消費税
- ④ 申請する業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けていること。

ただし、一定の要件を満たす営業所を有する者に限ります。
- ⑤ 資格審査の審査基準日の直前1年間に終了する事業年度の決算日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査の申請をしていること。

（注）競争入札参加資格を得た方は、毎年必ず経営事項審査を受けてください。資格の有効期間内に有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の交付を受けていない場合は、資格を取り消される場合があります。

- ⑥ 申請に係る建設工事の業種について、資格審査の審査基準日の直前2事業年度における年間平均完成工事高（経営規模等評価申請において、完成工事高および元請完成工事高の計算基準の区分を「3年平均」としている場合であっても、直前2事業年度の平均完成工事高とします。）が250万円を超えていること。
- ⑦ 建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること、または退職一時金制度を有していること
- ⑧ 経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）で申請される場合にあつては、すべての構成員が上記①～⑦の要件を満たしている必要があります。

〔業種ごとに要求される項目〕

- ① **電気工事**に係る資格審査を申請する者については、電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）第34条第4項の規定による届出をしていること。
- ② **県内業者**で**法面処理工事**に係る資格審査を申請する者については、次に掲げる建設機械のうち、いずれか一つを所有していること。
 - ・モルタル吹きつけ機（モルタル吹きつけに必要な附属物一式を含みます。）
 - ・種子吹きつけ機（種子吹きつけに必要な附属物一式を含みます。）
 - ・ボーリングマシン（アンカー工または鉄筋挿入工に使用できるものに限ります。）
- ③ **県内業者**で**ほ装工事**に係る資格審査を申請する者については、次に掲げる建設機械の全部を所有していること。
 - ・アスファルトフィニッシャー
 - ・タイヤローラー
 - ・マカダムローラー
- ④ 経常JVで申請される場合にあつては、①についてはすべての構成員が、②および③については構成員のいずれかが、要件を満たしている必要があります。

（注1）②および③の「所有」には、契約期間が平成25年4月30日以後に及ぶもので、中途に解約することが禁止されているリース契約（独占的に使用できるものに限る。）により使用する場合を含みます。

（注2）②および③で所有しなければならないとされている建設機械については、建設工事に使用することができるものであるかどうか、その作動状況を監督職員が実地に確認したものでなければ所有しているとは認められず、資格を認定することができません。

「法面処理工事」または「ほ装工事」の資格審査を申請される方は、「営業用機械器具調べ（様式第4号）」の下欄に、実地確認を希望する日時・場所等を記入の上、主たる営業所の所在地を所管する土木事務所の監督職員の確認を必ず受けてください。

建設機械の実地確認の詳細については、「建設機械の確認に関する実施要領」を御覧ください。

〔経常JVに関する項目〕

- ① 経常JVとして資格審査を申請するには、次に掲げる要件を満たす必要があります。
 - ア 構成員の全員が、資格者名簿に登載を希望する業種（以下「登載業種」という。）について、建設業法第3条の許可を有しての営業年数が3年以上あり、かつ、同法第27条の23の規定による経営事項審査の申請をしていること。
 - イ 構成員の全員が登載業種について元請の実績があること。
 - ウ 構成員の全員が主たる営業所の所在地を所管する土木事務所が同一である県内業者であること。ただし、県外業者で県内に営業所を有し、その営業所の所在地を所管区域とする土木事務所が同一である者と経常JVを結成することができる。

ウのただし書により結成された経常JVに係る資格者名簿上の取扱いは、「県外業者（県内営業所有）」となります。

- エ 建設業法第26条に規定する登載業種に係る監理技術者または主任技術者となることができる者を工事現場ごとに配置しうるものであること
- オ 構成員のいずれかが他の経常JV（登載業種が異なるものを含む。）の構成員となっていないこと。
- カ 構成員の数が2または3であること。
- キ 資格者名簿において、同一等級または直近等級に属する者との2者または3者の組み合わせによるものとし、等級が3等級にわたらないこと。
- ク 経常JVの代表者は構成員において定める者とし、構成員の最小出資比率は構成員が2のときは30パーセント以上、3のときは20パーセント以上であること。

② 平成23・24年度の競争入札参加資格を有すると決定された建設業者は、当該資格が有効となった日から6か月を経過した後でなければ、当該資格と同一の業種について、経常JVとしての資格審査を申請することができません。

また、同様に、平成23・24年度の競争入札参加資格を有すると決定された経常JVの構成員は、当該資格が有効となった日から6か月を経過した後でなければ、当該資格と同一の業種について、建設業者または他の経常JVとしての資格審査を申請することができません。

〔**県外業者**に係る資格申請の制限事項〕

県外業者が資格申請をすることができる業種は、**3まで**とします。

なお、経常JVの構成員として申請する業種がある場合は当該経常JVのものを含めて3までとします（特定JVとしての資格は、この業種制限に含めません。）。

3 資格審査の申請期間

申請の区分	申請期間	資格適用日（予定）	備考
定期	平成22年11月1日～12月31日	平成23年5月1日	
23年5月追加	平成23年5月1日～5月31日	平成23年8月1日	県内業者に限る。
23年8月追加	平成23年8月1日～8月31日	平成23年11月1日	
23年11月追加	平成23年11月1日～11月30日	平成24年2月1日	県内業者に限る。
24年2月追加	平成24年2月1日～2月29日	平成24年5月1日	
24年5月追加	平成24年5月1日～5月31日	平成24年8月1日	県内業者に限る。
24年8月追加	平成24年8月1日～8月31日	平成24年11月1日	
24年11月追加	平成24年11月1日～11月30日	平成25年2月1日	県内業者に限る。

- ・申請書類を持参する場合は、県の休日（土曜日、日曜日、休日および12月29日から31日まで）を除きます。
- ・申請期間の末日が県の休日の場合に、申請書類を提出される方は、必ず、**郵送**としてください（当該期間内の消印があるものに限り、受け付けます。）

4 資格審査の結果通知および公表

資格審査の結果は、申請者に通知するとともに、福井県のホームページでも公表します。

5 資格の有効期間

平成23・24年度の競争入札参加資格の有効期間は、資格適用の日から平成25年4月30日までの予定です。

6 資格審査の申請の方法

(1) 申請手続の概要

平成23・24年度の競争入札参加資格審査の申請においては、その一部については電子申請を行ってください。

電子申請は、《ふくeネット電子申請》から行ってください。

競争入札参加資格審査申請書作成画面は、福井県土木部土木管理課ホームページから直接リンクすることができます。

なお、電子申請を行っただけでは、申請手続として完了しません。次の①および②の両方の手続を行うことで申請手続が完了します。

① 電子申請によるデータの送信

② 次に掲げる書類の送付（持参または郵送）

ア 電子申請で入力した様式を印刷したもの

イ 電子申請以外の様式

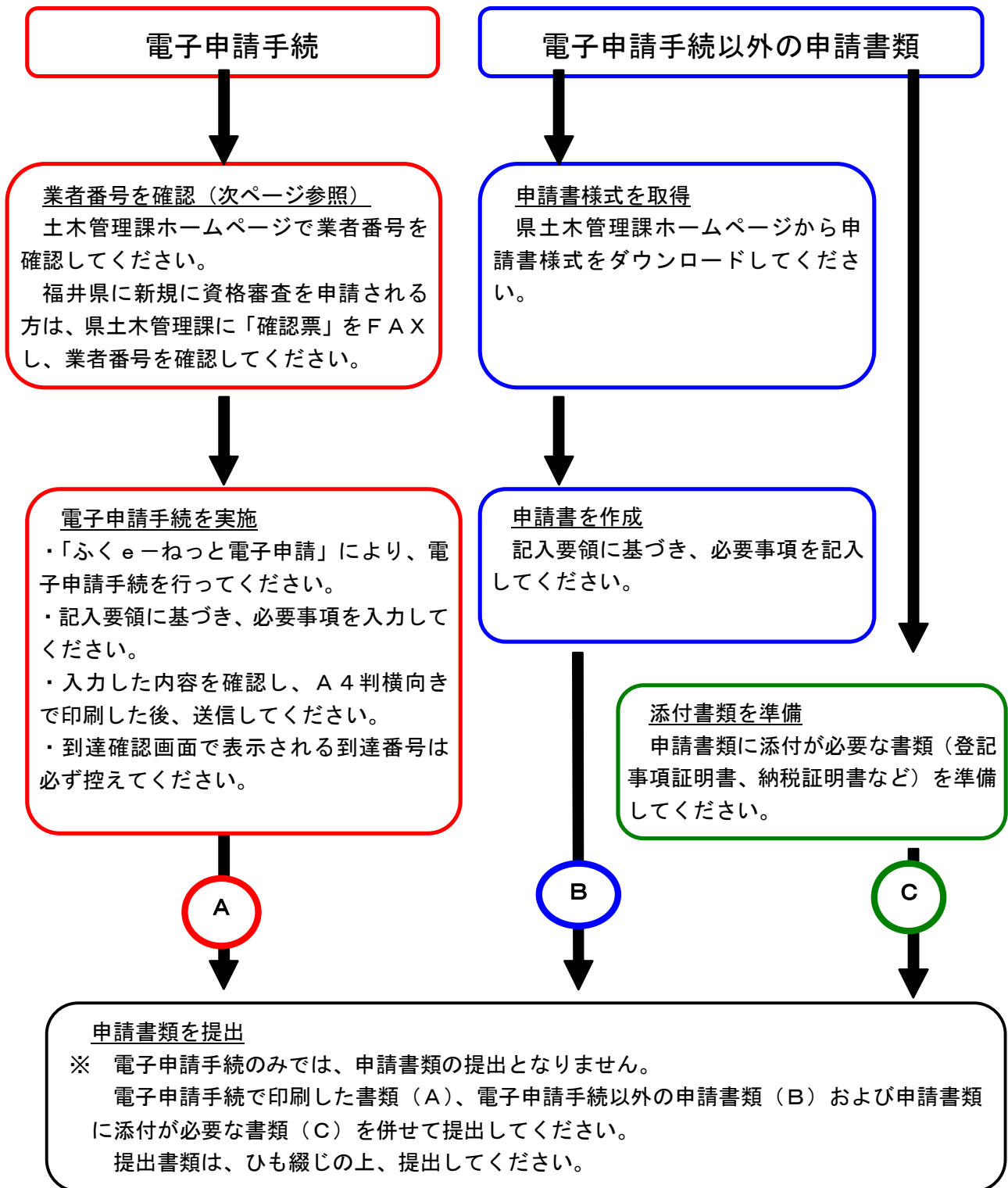
ウ 滞納がない旨の証明書、登記事項証明書その他の添付が求められている書類

①および②の両方の手続を申請期間内に終える必要があります。

なお、②について郵送とする場合は、申請期間内の日付の消印があるものは、申請期間内に到達したものとして取り扱います。

申請手続の概要については、次ページを参照してください。

平成23・24年度競争入札参加資格審査申請手続（概要）



！重要！ 【電子申請手続で入力する「業者番号」の確認方法について】

「業者番号」は、県が建設工事に係る資格審査を行う際に付番する整理番号です（建設業の許可番号とは異なりますので、十分御注意ください）。

なお、誤った業者番号を入力されますと、審査を行うことができない場合もありますので、必ず正確な業者番号を入力してください。

1 平成21・22年度競争入札参加資格者名簿に登載されている建設業者

以下の順により、「業者番号一覧表」を御覧ください。

福井県トップページ → 電子行政サービス「公共工事・入札情報・電子入札」
→ 平成23・24年度競争入札参加資格申請 → 4（2）「業者番号（資格審査で用いる整理番号）」

2 1以外の建設業者

（福井県に新規に資格審査を申請される方、平成20年度以前の資格者名簿に登載されていた方、新たに経常JVを結成して資格審査を申請される方等）

土木管理課ホームページの様式一覧から「業者番号・許可番号確認票（建設工事事用）」をダウンロードし、必要事項を記入の上、県土木部土木管理課にFAX（0776-22-8164）してください。折り返しFAXにて業者番号をお知らせします。

3 経常JVの「許可番号」について

経常JVを結成して資格審査を申請される場合に、電子申請様式の「建設業の許可番号」の欄に入力する許可番号については、県土木管理課が指定します。

「業者番号・許可番号確認票（建設工事事用）」をダウンロードし、必要事項を記入の上、県土木部土木管理課にFAX（0776-22-8164）してください。折り返しFAXにて許可番号をお知らせします。

なお、この経常JVの許可番号はシステム管理上の必要により付与するものであって、経常JVとして建設業法上の建設業許可を与えるものではありません。

(2) 提出書類

入札参加資格申請で提出していただく書類は、**県内業者**にあつては次の①および②の表に掲げるもの、**県外業者**にあつては次の①および③の表に掲げるものです。

よくお確かめの上、漏れなく提出してください。申請書類に不備がある場合は、資格審査を受けることができませんので御注意ください。

また、申請書類に事実と異なる事項を記載していることが判明した場合には、資格を認定された後でも、その資格が取り消される場合があります。

① 県内業者および県外業者ともに提出していただく書類

No	提出書類	様式	部数	注意事項
1	競争入札参加資格審査申請書 (県内建設業者用) (県外建設業者用)	様式第1号(その1) 様式第1号(その2)	1	・電子申請様式です。《ふくe-ネット》で入力の上、印刷したものを提出してください。 ・押印は、不要です。
2	経常建設共同企業体構成員一覧表	様式第2号	1	・申請者が経常JVの場合のみ提出してください。
3	とび・土工・コンクリート工事完成 工事高内訳調べ	様式第3号	2	・「法面処理工事」、「交通安全施設工事」または「とび・土工・コンクリート(その他)工事」を申請する場合のみ提出してください。
4	経営規模等総括表	様式第8号	1	・申請者が経常JVの場合のみ提出してください。
5	経営規模等評価結果通知書・総合評 定値通知書(写)	発行官公署様式	1	・資格審査に係る審査基準日の直前1年間の事業年度の決算日を基準として行われた経営事項審査に係るものに限ります。 ・申請時に交付を受けていない場合には、知事が指定する日までに、受付印のある経営規模等評価申請書および総合評定値請求書の写しを提出し、通知書の交付を受けた後、直ちにその写しを提出してください。 ・県内業者で経営事項審査の申請をしていないものは、資格審査の申請と同時に経営事項審査の申請を行ってください。
6	No5の通知書に係る経営規模等評価申請書および総合評定値請求書の「2002帳票(年間平均完成工事高・年間平均元請完成工事高)」(写)		1	・年間平均完成工事高の計算を「3年平均」としている場合のみ提出してください。
7	法人税または申告所得税、消費税および地方消費税に滞納のない旨の証明書【原本】	発行官公署様式	1	・申請者が、法人の場合にあつては国税通則法施行規則別紙第9号様式その3の3を、個人にあつては同様式その3の2に係るものを提出してください。 ・申請書提出時以前3か月以内のものとします。
8	福井県税に滞納がない旨の証明書【原本】	発行官公署様式	1	・県外業者で福井県内に営業所を有しないものは、必要ありません。 ・「個人県民税を除くすべての県税」に滞納がない旨の証明を受けてください。 ・申請書提出時以前3か月以内のものとします。
9	建設業退職金共済制度、中小企業退	発行官公署様式	1	・No.5の経営規模等評価結果通知書・総合評定値

	職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していることを証する書類(写)または退職一時金制度を有していることを証する書類(写)	(退職一時金制度を有していることを証する書類にあつては任意様式)		通知書で「建設業退職金共済制度加入の有無」が「有」となっている場合には、いずれの書類も提出を省略することができます。 ・No.5の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書で「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」が「有」の場合であっても、退職一時金制度を有していることを証する書類は、必ず提出してください(「建設業退職金共済制度加入の有無」が「無」となっている場合に限りません。)
10	経常建設共同企業体協定書	任意様式	1	・申請者が経常建設共同企業体の場合のみ提出してください。
11	電気工事業を開始した旨の届出受理書(写)	発行官公署様式	1	・「電気工事業」について申請する場合のみ提出してください。 ・電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項の規定による届出をしていない場合は、電気工事業の申請をすることができません。
12	営業用設備調べ	調査様式	2	・電子申請様式です。《ふくe-ネット》で入力の上、印刷したものを提出してください。
13	80円切手(結果通知用)		1	・返信用封筒等に貼らないで、80円切手のみを提出してください。

② 県内業者のみ提出していただく書類

No	提出書類	様式	部数	注意事項
1	①のNo5「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写)」に係る経営事項審査に添付した「工事経歴書(建設業法施行規則様式第2号)」の写し(直近1事業年度分)		1	・「元請又は下請の別」が「下請」となっている工事については、元請工事の名称、発注者その他元請工事を特定することができる事項を附記してください(福井県内で施工した官公署発注に係るものに限り附記してください。)
2	営業用機械器具調べ	様式第4号	3	・様式第4号の記入要領の6の表に掲げる業種を申請する場合で、同表に掲げる建設機械等を所有されている場合のみ提出してください。 ・法面処理工事またはほ装工事について申請される場合は、実地確認を希望する日時等を必ず記載してください。 ・実地確認の場所が分かる位置図を添付してください。
3	建設機械を所有していることを証する書類(写)		2	No2で記入した建設機械のうち、次に掲げるものに係るものについて提出してください。 ・土木一式工事を申請する者が所有する船舶 ・法面処理工事を申請する者が所有するモルタル吹きつけ機、種子吹きつけ機およびボーリングマシン(長期リース契約を含みます。) ・ほ装工事を申請する者が所有するアスファルトフィニッシャー、マカダムローラーおよびタイ

				<p>ヤローラー（長期リース契約を含みます。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福井県土木部が策定する道路雪対策基本計画において民間除雪機械委託として登録されているロータリー除雪車、除雪トラック、除雪ドーザ、除雪グレーダーおよび小型除雪機械（リース契約を除きます。）
4	常勤技術者調べ	様式第5号	3	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第5号の記入要領の3の表に掲げる業種について申請する場合にのみ、同表に掲げる常勤技術者等について提出してください。
5	常勤技術者等に係る資格者証等の写し		2	<ul style="list-style-type: none"> ・No4で記入した常勤技術者等に係る資格者証等の写しを添付してください。
6	浄化槽工事業を開始した旨の届出受理書	発行官公署様式	1	<ul style="list-style-type: none"> ・管工事について申請する場合のみ提出してください。
7	審査基準日の直前4事業年度において、1件7千万円以上の建築一式の元請工事を施工した実績を証する書類		1	<ul style="list-style-type: none"> ・建築一式工事について申請する場合のみ提出してください。
8	福井県内で施工した公共工事について、厚生労働大臣または労働局長の労働安全衛生表彰を受けたことを証する書類（写）		1	<ul style="list-style-type: none"> ・審査基準日の直前2年間に表彰を受けている場合のみ提出してください。
9	福井県内で施工した公共工事（福井県発注に係るものを除く。）について、優良工事表彰等を受けたことを証する書類（写）		1	<ul style="list-style-type: none"> ・審査基準日の直前2年間に、地方整備局、高速道路株式会社、福井県内の市町等から優良工事表彰を受けている場合のみ提出してください。 ・当該表彰を受けた工事の業種が分かる資料（コリンズカルテ等）を添付してください。
10	ISO9001登録証（写）		1	<ul style="list-style-type: none"> ・登録がある場合のみ提出してください。 ・今回の資格審査の申請期間の末日の時点で取得しているものに限りします。
11	ISO14001またはエコアクション21登録証（写）		1	<ul style="list-style-type: none"> ・登録がある場合のみ提出してください。 ・ISO14001およびエコアクション21の両方の登録がある場合でも、どちらか1つのみ提出してください。 ・今回の資格審査の申請期間の末日の時点で取得しているものに限りします。
12	障害者雇用報奨金支給決定通知書（写）		1	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の雇用促進等に関する法律附則第4条の規定による障害者雇用報奨金の支給を受けている場合のみ提出してください。 ・資格審査の審査基準日の前日が属する年度において支給を受けているものに限りします。
13	一般事業主行動計画策定・変更届（写）	発行官公署様式	1	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策推進法第12条の規定に基づき、一般事業主行動計画を策定し、その旨を労働局に届け出ている場合のみ提出してください。 ・福井労働局長の受付印のあるものに限りします。

				<ul style="list-style-type: none"> ・今回の資格審査の申請期間の末日の時点で届け出ているものに限ります。
14	基準適合一般事業主認定書 (写)	発行官公署様式	1	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策推進法第13条の規定による認定を受けている場合のみ提出してください。 ・今回の資格審査の申請期間の末日の時点で認定を受けているものに限ります。
15	災害協定書 (写)		1	<ul style="list-style-type: none"> ・経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書で「防災協定締結の有無」が「有」となっている場合には、省略することができます。 ・所属する団体が協定を締結している場合は、申請者が当該団体に加入していることを証する書類を添付してください。
16	消防団協力事業所表示証 (写)		1	<ul style="list-style-type: none"> ・申請期間の末日において、消防団協力事業所表示証を取得している場合に限り提出してください。

③ 県外業者のみ提出していただく書類

No	提出書類	様式	部数	注意事項
1	営業所一覧表	様式第6号	1	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる営業所以外に営業所（県内・県外を問わない。）を有する場合のみ提出してください。 ・この様式に記載すべき事項が記載されている許可証明書その他これに類似する書面で代替することができます。
2	営業所調査書	様式第7号	1	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に営業所を有する場合のみ提出してください。
3	建設業許可証明書 (写)	発行官公署様式	1	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書提出時以前3か月以内のものとしします。
4	登記事項証明書または身元証明書 (写)	発行官公署様式	1	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が、法人の場合にあつては登記事項証明書を、個人の場合にあつては身分証明書を提出してください。 ・申請書提出時以前3か月以内のものとしします。
5	委任状	任意様式	1	<ul style="list-style-type: none"> ・契約を締結する権限を営業所等の代表者に委任する場合のみ提出してください。 ・委任期間は、資格の有効期間（平成25年4月30日）までとしてください。 ・受任者の欄には、営業所等の名称、所在地、代表者の氏名、郵便番号および電話番号を必ず記載してください。 ・なお、委任しようとする営業所等が資格審査を申請しようとする業種について許可の対象となっていない場合は、委任することができません。
6	印鑑証明書 (写)	発行官公署様式	1	<ul style="list-style-type: none"> ・契約を締結する権限を営業所等の代表者に委任する場合のみ提出してください。 ・申請書提出時以前3か月以内のものとしします。

(3) 様式の入手方法

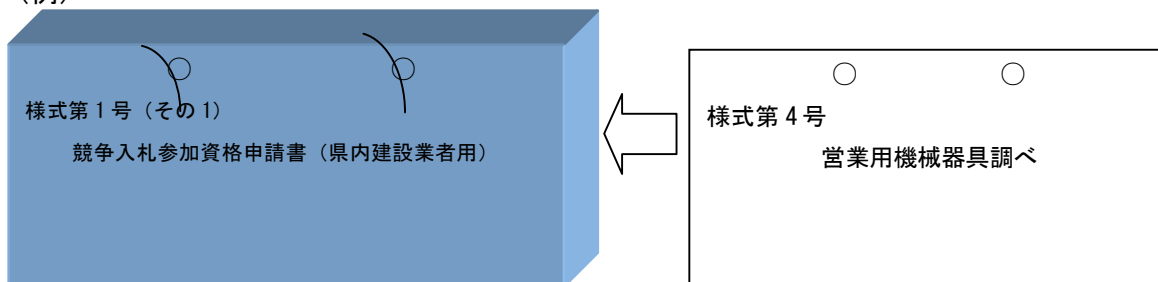
- ① 様式第1号(その1)、様式第1号(その2)および調査様式は、電子申請様式です。《ふくeーネット電子申請》で必要事項を入力し、印刷した上で提出してください。
- ② ①以外の様式については、福井県土木管理課ホームページからダウンロードできます。
- ③ それぞれの様式については記入例を参考にして、記入してください。

(4) 申請書の編綴方法

申請書類は、長辺の左側に穴を2つ開け、紐綴じとしてください(ファイル綴じしないでください)。ホッチキス、ガチャック、クリック等は、使用しないでください。

なお、提出部数が2部または3部となっているものは、そのうち1部を別にして、申請書類の最後に綴じて込んでください。

(例)



2~3部提出のものは、残りの1~2部を最後に編綴

7 申請書の提出先

申請書類は、次の表の左欄に掲げる申請者の区分に応じ、右欄に掲げる提出先に提出してください。

申請者の区分	提出先 ^{※3} （問い合わせ先）	
県内業者 県内に主たる営業所 ^{※1} を有する建設業者	主たる営業所の所在地	
	福井市 吉田郡永平寺町	福井土木事務所総務課 〒910-0853 福井県福井市城東4-28-1 電話番号 0776-24-5111（内線323・324）
県内経常建設共同企業体 構成員の全員が県内に主たる営業所を有する経常建設共同企業体	あわら市 坂井市	三国土木事務所総務課 〒913-0043 福井県坂井市三国町錦4-2-68 電話番号 0776-82-1111（内線213）
	大野市 勝山市	奥越土木事務所総務課 〒912-0016 福井県大野市友江11-14 電話番号 0779-66-1221（内線816）
県外業者（県内営業所あり） 県外に主たる営業所を有する建設業者のうち、県内の従たる営業所 ^{※2} に契約を締結する権限を委任するもの	鯖江市 越前市 今立郡池田町 南条郡南越前町 丹生郡埴原町	丹南土木事務所総務課 〒915-0882 福井県越前市上太田町42-1-1 電話番号 0778-23-4966（内線336・337）
	敦賀市 三方郡美浜町 三方上中郡若狭町のうち旧三方町の区域	敦賀土木事務所総務課 〒914-0811 福井県敦賀市中央町1-7-36 電話番号 0770-22-4661（内線115）
	小浜市 大飯郡高浜町 大飯郡おおい町 三方上中郡若狭町のうち旧上中町の区域	小浜土木事務所総務課 〒917-0241 福井県小浜市遠敷1-101 電話番号 0770-56-5950（直通）
県外業者（県内営業所なし） 県外に主たる営業所を有する建設業者のうち、契約を締結する権限を委任しないものまたは県外の営業所に委任するもの	福井県土木部土木管理課建設業グループ 〒910-8580 福井県福井市大手3-17-1 電話番号 0776-20-0468（直通）	

※1 建設業法第3条第1項の営業所のうち同項の許可に係る営業所をいいます。

※2 建設業法第3条第1項の営業所のうち主たる営業所以外の営業所をいいます。

※3 申請書の受付票は、交付しません。受付票が必要な方は、受付票を持参するか、郵送の場合は、受付票および返信用の封筒を同封してください。

8 申請書に記載した事項に変更があった場合

次の表の変更事項の欄に掲げる事項について変更があった場合は、変更があった日から30日以内に、6の区分による提出先に、変更届を提出してください。

変更届の様式は、県土木管理課ホームページからダウンロードできます。

変更事項	添付書類	県内業者	県外業者 (県内 営業所有)	県外業者 (県内営業所無)	
				委任有	委任無
・商号または名称に変更があったとき ・主たる営業所の所在地に変更があったとき ・代表者氏名に変更があったとき	登記事項証明書 (写し可)	●2	●2	●1	●1
	委任状		●2	●1	
	印鑑証明書(変更した場合・写し可)		●2	●1	●1
主たる営業所の電話番号に変更があったとき	—	●2			●1
入札参加資格を有している業種の建設業許可、許可区分または許可番号に変更があったとき	許可書(写) 廃業届(写)	●2	●2	●1	●1
入札参加資格を有している業種について資格が不要となったとき	—	●2	●2	●1	●1
営業用機械器具の所有について変更があったとき	営業用機械器具調 (様式第4号)	●2			
福井県内の営業所の設置について変更(廃止・追加)があったとき	営業所一覧表 (様式第6号) 営業所調査書 (様式第7号)		●2		
・契約を締結する権限を有する者の氏名に変更があったとき	委任状		●2	●1	
・契約を締結する権限を有する者の属する営業所の名称、住所または電話番号に変更があったとき	委任状 営業所一覧表 (様式第6号)		●2	●1	
すべての退職金共済制度および退職金制度を有しなくなったとき	—	●2	●2	●1	●1

注1 ●の横の数字は、提出していただく部数です。

- 2 委任状の様式については、特に定めがありません。
- 3 営業用機械器具調べ(様式第4号)、営業所一覧表(様式第6号)および営業所調査書(様式第7号)の様式は、資格申請で使用する様式と同じものです。
- 4 委任状の委任の期間は、変更があった日から平成25年4月30日までとしてください。
- 5 会社の合併または分割、事業の譲渡、組織変更(個人から法人への変更)等があった場合には、資格の承継等の手続が必要となる場合がありますので、所管の土木事務所または土木部土木管理課までお問い合わせください。
- 6 県内業者の方が主たる営業所の所在地を変更する場合で、その所在地を所管する土木事務所に異動があるときは、一定期間入札参加資格を停止しますので御注意ください。
- 7 変更届の提出は、郵送でも構いません。

8 受付票は発行しません。必要な方は、受付票を持参するか、郵送で提出する場合は受付票および返信用封筒を同封してください。

9 資格の取消しおよび停止について

- ① 県の競争入札参加資格者名簿に登載された者（以下「有資格者」といいます。）が次のいずれかに該当するに至ったときは、原則として、資格を取り消します。
 - ア 2の資格審査を受けることができるものに掲げる要件に該当しなくなったとき。
 - イ 1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以後に経営事項審査を受けていないとき。
 - ウ 資格審査申請書に事実と異なる事項を記載したことが判明したとき。
 - エ 破産手続開始の決定があったとき。
 - オ その他知事が必要と認めるとき。
- ② 有資格者が次のいずれかに該当するときは、相当の期間（イに掲げる場合にあつては、当該異動に係る変更の届出を受理した日後に行われる資格審査の申請のうち直近のものに係る資格の適用の日の前日まで）、資格を停止します。
 - ア 変更の届出をしなかったとき。
 - イ 主たる営業所の所在地を変更する旨の届出をした場合で、変更前の所在地を所管する土木事務所と変更後の所在地を所管する土木事務所とが異なるとき。
 - ウ 資格承継の承認申請をしたとき。
 - エ その他知事が必要と認めるとき。

10 資格の承継および資格の再審査について

有資格者が次のいずれかに該当することとなった場合においては、資格の承継および資格の再審査をすることがあります。詳しくは、所管の土木事務所または県土木管理課までお問い合わせください。

- ・ 法人である名簿登載者について、新設合併または吸収合併があったとき。
- ・ 法人である名簿登載者について、新設分割または吸収分割があったとき。
- ・ 法人である名簿登載者の建設業に係る事業の全部について、事業の譲渡があったとき（事業を譲り渡した者が建設業に係る事業を廃止した場合に限る。）。
- ・ 個人である名簿登載者が法人を設立し、その代表者となったとき。
- ・ 個人である名簿登載者の死亡等により、家業の相続があったとき。
- ・ 会社の合併、建設業に係る事業の譲渡等により新たに会社が設立されたとき。
- ・ 会社の合併、建設業に係る事業の譲渡等により特別項目点数の加点評価を受けた建設業者が会社分割、事業の譲渡等を行ったことにより、加点評価の目的を達せられなくなったと認められるとき。
- ・ 会社更生法の規定に基づく更生手続開始決定を受けたときまたは民事再生法の規定に基づく再生手続開始決定を受けたとき

10 提出書類チェック表

種 別	様 式	県内業者		県外業者		
		県内建設業者	県内経常JV	県内営業所あり	県内営業所なし	県外経常JV
競争入札参加資格審査申請書（県内建設業者用）	様式第1号(その1)	1	1			
競争入札参加資格審査申請書（県外建設業者用）	様式第1号(その2)			1	1	1
経常建設共同企業体構成員一覧表	様式第2号		1			1
とび・土工・コンクリート工事完成工事高内訳調べ ^{※1}	様式第3号	2	2	2	2	2
営業用機械器具調べ ^{※1}	様式第4号	3	3			
建設機械等を所有することを証する書類の写し		2	2			
常勤技術者等調べ ^{※1}	様式第5号	3	3			
常勤技術者等に係る資格者証等の写し		2	2			
営業所一覧表	様式第6号			1	1	1
営業所調査書	様式第7号			1		1
経営規模等総括表	様式第8号		1			1
経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写）	発行官公署様式	1	1	1	1	1
完成工事高を3年平均で計算している場合は、その期に係る2002 帳票（写）		1	1	1	1	1
経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に係る経営事項審査に添付した「工事経歴書（建設業法施行規則様式第2号）」の写し（直近1事業年度分）		1	1			
税（法人税または申告所得税、消費税および地方消費税）に滞納のない旨の証明書【原本】	発行官公署様式	1	1	1	1	1
税（福井県）に滞納のない旨の証明書【原本】	発行官公署様式	1	1	1		1
建設業許可証明書（写）	発行官公署様式			1	1	1
建設業退職金共済制度に加入等を証する書類（写） ^{※2}	発行官公署様式	1	1	1	1	1
経常建設共同企業体協定書（写）	任意様式		1			1
電気工事業を開始した旨の届出受理書（写） ^{※1}	発行官公署様式	1	1	1	1	1
浄化槽工事業を開始した旨の届出受理書（写） ^{※1}	発行官公署様式	1				
1件7千万円以上の建築一式の元請工事を施工した実績を証する書類（写） ^{※1}		1	1			
労働安全衛生表彰を受けたことを証する書類（写） ^{※3}		1	1			
公共工事の施工に関し優良工事表彰を受けたことを証する書類（写） ^{※3}		1	1			
ISO9001、ISO14001 およびISO27001 登録証（写） ^{※3}		1	1			
障害者雇用報奨金支給決定通知書（写） ^{※3}	発行官公署様式	1	1			
一般事業主行動計画策定・変更届（写） ^{※3}	発行官公署様式	1	1			
基準適合一般事業主認定書（写） ^{※3}	発行官公署様式	1	1			
災害協定書（写） ^{※2、※3}		1	1			
消防団協力事業所表示証（写）	発行官公署様式	1	1			
登記事項証明書または身元証明書（写）	発行官公署様式			1	1	1
委任状	任意様式			1	1	1
印鑑証明書（写）	発行官公署様式			1	1	1
営業用設備調べ	調査様式	2	2	2	2	2
80円切手（結果通知用）		1	1	1	1	1

※1 該当する業種について申請する場合に限り、提出してください。

※2 経営規模等評価結果通知書で「無」の表示がある場合に限り、提出してください。

※3 該当する事項がある場合に限り、提出してください。